

◆いじめ等事案発覚後の対応フロー

(1) いじめアンケート・面談・目撃等による「いじめ」が疑われる事案の発覚

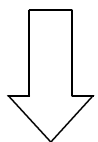


(2) 状況によりいじめ被害者の安全確保（保健室・別室・家庭）担任・学年・養護教諭等
(3) 管理職に第一報



(4) いじめ防止等対策委員会（以下 委員会）招集

- (ア) 被害生徒への聴き取りを誰がどこで行うか直ちに検討する
（担任＜学年＜委員会メンバー等）
- (イ) 直ちに・速やかに・遅滞なくの状況判断
- (ウ) 聴き取りの内容は（5W1H）でおこなう
- (エ) 聴き取りの内容は被害生徒へ確認する（齟齬の防止）



(5) いじめ被害者からの聴き取り（を行った結果）

(ア) 受けた行為により被害者が心理的・物理的な苦痛を感じており、加害生徒が特定できる
（いじめを認知する）

(イ) 受けた行為により被害者が心理的・物理的苦痛を感じているが、加害生徒が特定できない
（いじめを認知する）

(ウ) 受けた行為により被害者が心理的・物理的苦痛を感じていないが、加害生徒が特定できる
（いじめを認知する・いじめを認知できない）

(エ) 受けた行為により被害者が心理的・物理的苦痛を感じていないし、加害生徒も特定できない
（いじめを認知できない）



※特定できる……単独又は複数の生徒が特定できる
※特定できない…単独又は複数の生徒が特定できない

(6) 聴き取り後の対応

(ア)～(エ)の状況と緊急性に応じて、以下に準じて対応する

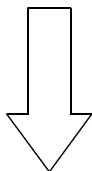
①【管理職】

- ・被害生徒保護者、加害が疑われる生徒保護者への第一報を連絡
（いじめがあったこと・いじめの態様などの事実のみを簡潔に）
- ・今後詳しい聴き取りをすることと、状況に応じ当該生徒への配慮・支援・指導への協力依頼

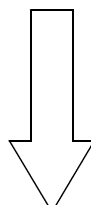
②【委員会】特に加害生徒への聴き取りは、2名以上で行うこと

加害生徒が2名以上の場合は、1名ずつ別室で聴き取りをする

- ・必要に応じ被害生徒への聴き取りを継続
相談等に応じる



- ・加害が疑われる生徒への事実確認
（要点を押さえる）
5W1Hで正確に
※事実確認では、事実のみを
確認すること
※行為に対する指導や助言は
指導・支援方針検討後とする



- ・事実確認の最後に事実関係を復唱し、聴き
取りの内容について確認する（齟齬の防止）

③【委員会招集】・・・・・・・・・・・・・・・・（加害生徒を1人にしない）

- ・事実関係のすり合わせと状況整理（いじめの事実を確認）
- ・被害生徒への配慮・支援方針及び加害生徒への指導・支援方針の検討
（必要に応じSC・SSW緊急派遣依頼など）



④【管理職】

- ・被害生徒保護者への連絡。詳細・今後の配慮・支援方針について説明（家庭訪問・保護者来校・電話）
- ・生徒の帰宅方法の確認
- ・加害生徒保護者への連絡・詳細については事実のみを説明（詳細は後で）
生徒への指導・支援への協力、謝罪意思の確認・謝罪を促す
（指導・支援計画は未決定のため伝えないこと）
- ・加害生徒迎えの依頼（加害生徒を独りで帰さないこと）
- ・事故速報（道教委へ）

【担任及び学年団】

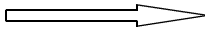
- ・被害生徒及び加害生徒の保護者引き渡し

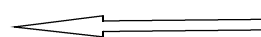
【委員会】

- ・被害生徒への配慮・支援計画の立案
- ・加害生徒への指導・支援方針の立案



⑤【委員会】

- 【生徒指導部】委員会の指導・支援方針を受けて、管理職
 - ・加害生徒への指導・支援方法・計画の原案立案
- For What・Who・What・How・Howlong



⑥【臨時職員会議】

- ・委員会より（事案の詳細を情報共有・被害生徒・加害生徒への支援・指導方針等の提示）
いじめ事案の説明と被害生徒への配慮・支援方針及び計画の提示
いじめ加害生徒への指導・支援方針の提示

- ・生徒指導部より（いじめ加害生徒への指導方法等提案） 審議⇒決裁

⑦【管理職及び担任・学年主任】

- ・被害者生徒保護者と面談（学校・自宅等）により説明等
- ・加害生徒の保護者と面談（学校・自宅等）により、事案に係る指導・支援方針及び指導方法等の説明・（加害生徒とその保護者による）被害生徒とその保護者への謝罪を促す
- ・加害生徒及び保護者に、いじめ事案に係る指導・支援方針及び指導方法の説明を申し渡す
- ・加害生徒からの謝罪について、被害者生徒、保護者に意向確認する（自宅・学校など）

⑧【委員会・学年・教科】

- ・本事案の再発防止策の検討⇒教員周知（職員会議又は朝打ち後研修）
- ・学年と連携した見守り支援
- ・ICT等を活用した学習支援

【生徒指導部・学年】

- ・加害生徒への指導及び支援（いじめ防止教材提示・面談等）の継続、学習の支援

⑨【管理職】（重大事案として対応する場合）

- ・北海道教育委員会・警察などの関係機関への報告
- ・対応チームの編成（当該生徒・全校生徒対応・被害及び加害生徒保護者対応・外部機関との連携）
- ・道教委の指示を受けながらマスコミ対応

(7) こんなときどうする (Q&A 一例: 詳しくは「いじめ事案対応事例集」参照)

Q-1 周囲からの通報やいじめのアンケートなどで、ある生徒(たち)による特定の生徒に対する「いじめ」と疑われるような行為があることが判明した。

被害者と思われる生徒に聴き取りをしたところ、心理的・物理的苦痛を感じておらず、いじめの認知判断が難しい場合は、どのように対応したらよいか。

A-1 ○いじめ防止等対策委員会への報告

- ① 「あなたのことを心配している周りの生徒や先生方がいる」ことを伝える。
- ② 誰からどのような行為・言動を受けているのか聴き取る。
- ③ 例えば人権無視や個人の尊厳を傷つけている行為が行われている場合は、当該生徒が苦痛を感じていなくとも、その行為の重大性を生徒に説明する。
- ④ いじめを受けている認識はないが、いやな気持ちをしている。さらに「いじめ」という言葉に被害生徒本人に抵抗がある場合は「いじめ」という言葉をあえて使わなくても良いこととなっている。(文科省いじめ防止基本方針)
緊急対応が必要な場合は、本人の意向に関わらず一報(事実のみ)を保護者に状況を説明する。
- ⑤ いじめの加害者と疑われる生徒(一人又は複数名)に対し、内容の聴き取りを行い、どのような行為がいじめと定義されているか・善悪の判断・人権の尊重・尊厳・相手の気持ちなどについて適切に指導を行う。
- ⑥ 家庭訪問や学校にて、双方の保護者に事案を説明する。
- ⑦ 状況に応じ、謝罪が必要な場合は、加害者と疑われる生徒及び保護者に謝罪を促す。
- ⑧ 当該いじめの再発防止のために、担任・学年団・教科担任で双方生徒の観察に努め、状況を適宜いじめ防止対策委員会に連絡する。
- ⑨ いじめが再発もしくは継続する場合は、被害生徒の保護対応を最優先とし、加害生徒に対する毅然とした指導に入る。(委員会・生徒指導部との連携)